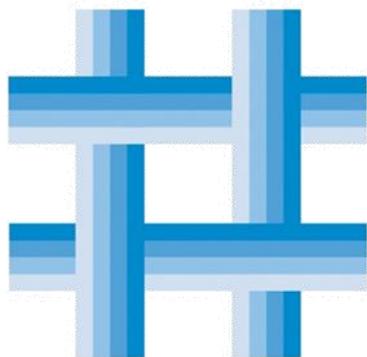


障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援 研修資料

# ともに生きる社会を支える

## 意思決定支援



ともに生きる社会  
かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

ともに生きる 翔子

神奈川県 福祉子どもみらい局

福祉部障害福祉課・共生社会推進課

# 第 I 部

# 意思決定支援入門

# 1. とともに生きる社会の実現と意思決定支援

- 「とともに生きる社会かながわ憲章」は、津久井やまゆり園での事件を契機に定められました。
- 障がいのある方の「自分らしい暮らし」の実現には、本人の思いを尊重し、その実現をサポートする意思決定支援の取組みが不可欠です。

## とともに生きる社会かながわ憲章

- 一 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 一 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 一 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 一 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

## 2. 意思決定支援とは？

意思決定支援とは、障害福祉サービスに関わる支援者が行う、次の支援の行為および仕組みを指します。

- 自ら意思を決定することに困難を抱える障がい者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるように支援すること。
- 本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討し支援すること。

# 3.意思決定支援のプロセス

意思決定が必要な場面 ・サービスの選択 ・居住の場の選択 等

本人が自分で決定できるよう支援

自己決定が困難な場合

意思決定支援責任者の選任  
とアセスメント

相談支援専門員・サービス管理責任者  
兼務可

○本人の意思決定に関する情報の把握方法、意思決定支援会議の開催準備等  
○アセスメント ・本人の意思確認 ・日常生活の様子の観察 ・関係者からの情報  
収集・本人の判断能力、自己理解、心理的状況等の把握・本人の生活史等、  
人的・物理的環境等のアセスメント・体験を通じた選択の検討 等

意思決定支援会議の開催

サービス担当者会議・個別支援会議  
と兼ねて開催可

本人・家族・成年後見人等・意思決定支援責任者・事業者・関係者等による  
情報交換や本人の意思の推定、最善の利益の判断

意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画  
(意思決定支援計画) の作成とサービスの提供、支援結果等の記録

支援から把握される表情や感情、行動  
等から読み取れる意思と選考等の記録

意思決定に関する記録の  
フィードバック

## 4. 意思決定支援を始めるにあたって

### ○ 意思決定支援は新しい取組みではない

意思決定支援は、特別なことや新しいことを行うわけではなく、「本人中心の障がいケアマネジメント」を行うことです。本人の思いが反映された「個別支援計画」「サービス等利用計画」であるのかを、問い直すことから始めましょう。

### ○ 利用者・支援者のエンパワメントにつながる

意思決定支援の過程では…

本人主体の支援 ⇒ 自己実現を実感した本人の感情・行動面の前向きな変化 ⇒ 本人の変化に触発された支援者による意思決定支援の充実… というプラスの循環が続きます。

### ○ 意思決定支援の大原則

「あきらめ」ではなく「可能性（ストレングス）を探る」  
「どうせ無理」から「どうしたら出来るのか」への転換

## 第Ⅱ部

# 意思決定支援の留意点

# 1. 意思決定支援が必要な場面

## ○ 意思決定支援が必要な場面

### ① 日常生活における場面

例えば食事・衣服の選択・外出・排せつ・整容・入浴等基本的な生活習慣に関する場面の他、複数用意された余暇活動プログラムへの参加を選ぶ等の場面が考えられる。

日頃から本人の生活に関わる事業者の職員が、場面に応じて即応的に行う直接支援の全てに意思決定支援の要素が含まれている。

### ② 社会生活における場面

自宅からグループホームや入所施設等に住まいの場を移す場面や、入所施設から地域移行してグループホームや一人暮らしを選ぶ場面等が、意思決定支援の重要な場面として考えられる。

体験の機会の活用を含め、本人の意思確認を最大限の努力で行うことを前提に、事業者、家族や成年後見人等が集まり、判断の根拠を明確にししながら、より制限の少ない生活への移行を原則として、意思決定支援を進める必要がある。

## ○ 2つの意思決定場面の「連動」と「往還」

日常生活場面での「小さな意思決定」の積み重ねによる、本人のエンパワメントの促しが、社会生活場面での「大きな意思決定」につながります。

## ○ 意思決定支援は全員参加で！

多面的な視点で本人の「小さな意思決定」を捉えるために、すべての関係者の参画が必要です。

## 2. 意思決定支援の3つの原則①

① 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行うことが原則である。本人の自己決定にとって必要な情報の説明は、本人が理解できるよう工夫して行うことが重要である。

### ○ 「本人中心」の徹底

重度の障がいがある人でも、本人なりの思い（意思）があり、他者に左右されずに自己決定を行う権利があります。

### ○ 合理的配慮を意識した関わり

支援者が、本人の意思の表出を一方向的に「読み取る」だけでは、十分な「説明」とは言えません。自己決定のために、本人と支援者が「双方向」で意思疎通するための工夫・配慮や、生活の多様な選択肢の準備等が求められます。

## 2. 意思決定支援の3つの原則②

② 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するよう努める姿勢が求められる。

### ○ チャレンジにはリスクが伴うこともある

意思決定支援では、新たな生活・人生に向けた「チャレンジ」を行う局面には、リスクを伴う場合もあり得ます。

### ○ リスクと安全の最適なバランス

支援者がリスクを極度に忌避することは、利用者の「間違える権利・愚行権の保障」の観点からみて問題と言わざるを得ません。他方で、施設・事業所・支援者には、本人が安心・安全に生活するための「安全配慮義務」が求められます。両者のバランスをどう保つのが支援において重要なポイントとなります。

## 2. 意思決定支援の3つの原則③

③ 日頃から、本人をよく知る関係者が集まって、本人の日常生活の場面や事業者のサービス提供場面における表情や感情、行動に関する記録などの情報に加え、これまでの生活史、人間関係等様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら意思決定支援にあたること。

### ○ 情報共有の際に気を付けたいこと

共有される情報は、「ストレングス（強さ・長所等）」の視点が意識され、明確な根拠にもとづく日々のエピソード（“根拠ある主観”による見立て）について、関係者間での共有・議論等を経たものでなければなりません。

### ○ 適切な記録の整備

意思決定支援のプロセス・内容が、第三者にも理解できる、分かりやすい記録として整備されなければなりません。

# 3. チーム支援と第三者の視点

## ○ 本人を中心としたチーム形成

意思決定支援は、本人・家族・関係者等で構成されるチームにより「本人中心」の考え方を基盤とし、多様な視点を担保しつつ進められます。なお、チームの専門職等に対する研修、スーパービジョン等の実施も求められます。

## ○ 「意思決定支援のパートナー」としての家族

家族が知る本人のエピソードは意思決定支援のカギとなることがあります。また意思決定支援を通じて、家族が本人や家族の姿を客観視する機会となることもあります。

## ○ 第三者の視点

意思決定支援の第三者性・客観性を、より厳密に担保するためにチーム外の第三者の視点の導入も欠かせません。

## 第Ⅲ部

# 意思決定支援の充実に向けて

# 1. 本人の人生に寄り添う意思決定支援

## ○ 意思決定支援の射程

意思決定支援は「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定」を目的としていますが、丁寧な意思決定支援の実践を行うと、サービス利用にとどまらず、日々の暮らしから人生全体にまで視野に入ることとなります。

## ○ ライフステージに応じた意思決定

障がいのある方への支援は、「児童期（18歳未満）」「成人期（18歳～64歳）」「高齢期（65歳以上）」に分かれますが、本人のライフステージに添った、継続性・一貫性のある意思決定支援の取組みが行われなければなりません。

## ○ 専門職の連携の必要性

本人の人生に寄り添いながら行われる意思決定支援には、支援者のスムーズなバトンタッチ（連携）が不可欠です。

## 2. 代理決定をめぐって

### ○ 代理決定の留意点

支援を尽くしても本人の意思の推定がどうしても困難な場合に、「最後の手段」として、本人の「最善の利益」を判断（代理決定）する際には、①メリット・デメリットの検討、②相反する選択肢の両立、③自由の制限の最小化等への留意が必要です。

### ○ 人生とともに続く意思決定支援

代理決定でなされる「最善の利益の判断」は「恒久的な判断」と同義ではありません。人には意思を変える権利があり、「可変性のある人生」が保障されなければなりません。また、適切な意思決定支援により、さらに新しい生活・人生が切り拓かれる可能性が残されなければなりません。意思決定支援は、その人の人生が続く限り継続していきます。

# 3. 意思決定支援と地域づくり

## ○ 意思決定支援と地域の社会資源

意思決定支援では、本人の意思形成を促す体験のため、本人の思いを実現するために、多様な機会・場所が必要です。こうした「社会資源」は、地域で充足しているでしょうか。いま、地域の社会資源の「量と質の充実」が求められています。なお社会資源の充実には、フォーマル、インフォーマル双方への視点が欠かせません。

## ○ 地域づくり

地域の社会資源の充実とは、「個を支える地域をつくる」ことと言い換えられます。地域づくりには、「個の課題」を「地域の課題」として取組むことを目的に設立された「自立支援協議会」の活性化も重要です。

## 《参考》

### ○ 「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」

(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知、障発0331第15号、平成29年3月31日)

※厚生労働省ホームページよりダウンロード可能

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000159854.pdf>

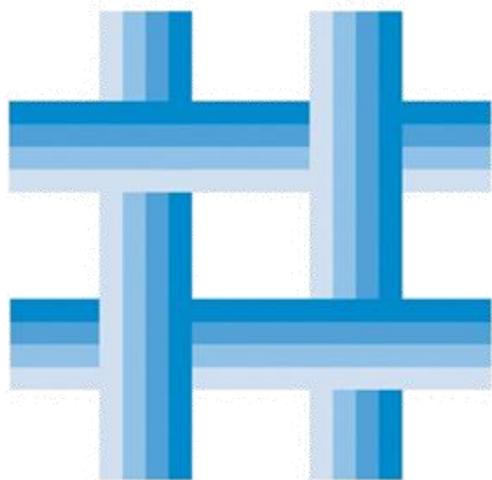
### ○ 「意思決定支援の取組推進に関する研究報告書」

(神奈川県、令和2年3月、厚生労働省令和元年度障害者総合福祉推進事業)

※神奈川県ホームページよりダウンロード可能

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m8u/houkousho.html>

# “ともに生きる社会”は 意思決定支援から



ともに生きる社会  
かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

ともに生きる 翔子